

○ドームバウンサーの使用に関する要項

平成29年9月4日 作成
平成30年8月31日 改正
令和7年9月2日 改正

(趣旨)

第1条 この要項は、小田原市自治会総連合（以下「総連合」という。）が地域活性化を目的に所有するドームバウンサー（以下「ドーム」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可条件等)

第2条 小田原市自治会総連合会長（以下「総連合会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものが行事等で使用する場合に限り、ドームの使用を許可することができる。

- (1) 総連合を構成する自治会等
- (2) P T A、青少年健全育成団体等の地域活動団体
- (3) 小田原市
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に総連合会長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ドームの使用を許可しない。

- (1) 総連合の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総連合会長が適当でないと認めるとき。

3 総連合会長は、必要があると認めるときは、ドーム使用について条件を付することができる。

(使用の許可申請)

第3条 ドームを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめドームバウンサー使用許可申請書（様式第1号）を総連合会長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条 総連合会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可することが適当と認めたときは、申請者にドームバウンサー使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料)

第5条 ドームの使用料は、無料とする。

(使用許可期間)

第6条 使用許可の期間は、原則として1週間以内とする。

(遵守事項)

第7条 ドームの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用許可期間を遵守すること。
- (3) 使用許可により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 使用場所の状況により汚損する可能性があるときは、使用しないこと。
- (6) 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が定める「安全運営の10カ条」（令和7年4月改訂）及び「風速基準のガイドライン」並びに消費者庁消費者安全課長が提示する「小田原市エア遊具転落事故を受けた安全対策の徹底について（平成28年7月20日付通知）」を遵守すること。
- (7) 使用上の過失等で事故が発生したときは使用者の責任とするため、傷害保険に加入する等、適切に対処すること。
- (8) その他、総連合会長が付した条件に従って使用すること。

(引渡、返却等)

第8条 ドームの引渡し及び返却は、原則として小田原市総合文化体育館小田原アリーナの休館日を除く日の、午前9時から午後9時までの間に行うものとする。

- 2 使用者は、ドームを汚損し、又は破損したときは、当該使用者の負担により修理その他必要な措置を講じ、原状に回復しなければならない。
- 3 雨天等によりドームが濡れた場合は、天日干し等によりドームを乾燥させてから総連合会長の指定する場所へ返却しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者がドームを亡失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(使用許可の取消等)

第10条 総連合会長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請者が使用許可条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総連合会長が不適當と認めるとき。
- 2 前項に規定する取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、総連合会長は、その責めを負わない。

(責任の制限)

第11条 ドームの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、総連合は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、総連合会長が定める。

附 則

この要項は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年9月2日から施行する。

様式第 1 号

ドームバウンサー使用許可申請書

年 月 日

小田原市自治会総連合会長

(申請者)
住所 (所在地)
団体名
氏名

次のとおり申請します。

使 用 目 的 (行 事 名 等)			
使 用 場 所			
希望使用許可期間	年	月	日 ～ 年 月 日
希 望 引 渡 日 時	年	月	日 (午前・午後) 時頃
希 望 返 却 日 時	年	月	日 (午前・午後) 時頃
申請者 (使用責任者) 連絡先	氏 名		
	電話番号	緊急連絡先	— — — —

※使用上の遵守事項

- 1 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が定める「安全運営の10カ条」(令和7年4月改訂)及び「風速基準のガイドライン」並びに消費者庁消費者安全課長が提示する「小田原市エア遊具転落事故を受けた安全対策の徹底について(平成28年7月20日付通知)」を遵守すること。
- 2 使用上の過失等で事故が発生したときは、その使用者の責任とするため、傷害保険に加入する等、適切に対処すること。
- 3 貸出期間中に汚損し、破損し、又は亡失したときは、使用者の負担により修理し、又はその損害を賠償すること。
- 4 雨天などによりドームが濡れた場合は、天日干し等によりドームを乾燥させてから総連合会長の指定する場所へ返却すること。

様式第 2 号

ドームバウンサー使用許可書

年 月 日

様

小田原市自治会総連合
会長

次のとおり許可します。

使 用 目 的 (行 事 名 等)			
使 用 場 所			
使用許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
引 渡 日 時	年 月 日 (午前・午後) 時頃		
返 却 日 時	年 月 日 (午前・午後) 時頃		
申請者(使用責任者) 連絡先	氏 名		
	電話番号	— —	緊急連絡先 — —
遵 守 事 項	1 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が定める「安全運営の10カ条」(令和7年4月改訂)及び「風速基準のガイドライン」並びに消費者庁消費者安全課長が提示する「小田原市エア遊具転落事故を受けた安全対策の徹底について(平成28年7月20日付通知)」を遵守すること。 2 使用上の過失等で事故が発生したときは、その使用者の責任とするため、傷害保険に加入する等、適切に対処すること。 3 貸出期間中に汚損し、破損し、又は亡失したときは、使用者の負担により修理し、又はその損害を賠償すること。 4 雨天などによりドームが濡れた場合は、天日干し等によりドームを乾燥させてから総連合会長の指定する場所へ返却すること。		